

# 未来社会を切り拓く「成長と分配の好循環」の実現（参考資料）

## 雇用維持・労働移動・人材育成等に向けた支援

- 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援・・・・・・・・・・ 1
- 民間の知恵を活用して実施する「人への投資」の強化  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 女性・非正規雇用労働者へのマッチングやステップ  
アップ支援、新規学卒者等への就職支援・・・・・・・・ 13
- デジタル化の推進、  
人手不足分野への円滑な労働移動の推進・・・・・・・・ 22
- キャリア形成支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

## 多様な人材の活躍促進

- 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進・・・・・・・・ 38
- 就職氷河期世代の活躍支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 高齢者の就労・社会参加の促進・・・・・・・・・・ 50
- 障害者の就労促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 外国人に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 労働者協同組合の設立の支援・・・・・・・・・・ 83

## 誰もが働きやすい職場づくり

- 柔軟な働き方がしやすい環境整備、  
安全で健康に働くことができる職場づくり・・・・・・・・ 85
- 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進、  
同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な  
待遇の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94

## 公的部門における分配機能の強化

- 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

## ○ 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援

- 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援
- 産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援

# 雇用調整助成金について

厚生労働省

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額) : 5,552億円(6,240億円)

## 概要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。

## 支給対象事業主等

- 支給対象事業主: 雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者: 雇用保険被保険者  
ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間(賃金締め切り期間)の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等を除く。

## 支給手続き

- 最近3か月の生産指標が前年同期と比較して10%以上減少していること等の支給要件を確認。
- 休業等を実施する前に、実施計画(月単位)を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請を行う。

## 助成内容等

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
  - ・ 大企業: 1/2 中小企業: 2/3 ただし、雇用保険基本手当日額の最高額(8,265円)を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
  - ・ 1人1日当たり 1,200円

# 緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の対応

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年5月1日～12月31日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年1月1日～2月28日まで) (予定)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年3月1日～3月31日まで) (予定)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	同左	同左
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下	同左	同左
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象	同左	同左
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例の対象(注2) 中小・大企業 4/5 (10/10)	同左	同左
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,265円	休業・教育訓練の助成額の上限額 <b>13,500円</b> ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 <b>15,000円</b>	休業・教育訓練の助成額の上限額 <b>11,000円</b> ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 <b>15,000円</b>	休業・教育訓練の助成額の上限額 <b>9,000円</b> ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 <b>15,000円</b>
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左	同左
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃	同左	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間 (別枠扱い)	同左	同左
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和 (一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)	同左	同左
残業相殺	残業相殺 停止	同左	同左
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 中小・大企業 4/5 (10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	同左	同左
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内	同左	同左

(参考) リーマンショック時の特例措置の主な内容 ※雇用保険被保険者のみ対象

- ・助成率：中小企業8/10(解雇等なし9/10)、大企業2/3(解雇等なし3/4)
- ・上限額：雇用保険の基本手当当日額の最高額(現在8,265円)

※ 助成率における ( ) は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率(令和3年1月8日(令和3年5月1日から同年12月31日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業については令和2年1月24日)から判定基礎期間の末日までの間において労働者を解雇していない事業主である場合に適用)。

(注1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(注2) 特に業況が厳しい全国の事業主(令和3年12月までの休業については、生産指標が最近3か月の月平均値で前年又は前々年同期比30%以上減少。令和4年1月～3月の休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少)。

# 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：290億円（32億円）

## 概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

## 主な内容

### 1 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、

- (1)令和2年10月1日から令和3年12月31日までに事業主が休業させた中小企業の労働者
- (2)令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）から令和3年12月31日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）

※ 雇用保険被保険者ではない方も対象

### 2 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80%※1 × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

① 1日当たり支給額（9,900円※2（令和3年4月までは11,000円）が上限）

② 休業実績

※1 (2)のうち、令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%

※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和3年5月1日～令和3年12月31日の期間において11,000円。

・1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となる。  
・週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。  
(就労した日は休業実績から除く。)

### 3 申請期限

○中小企業の労働者

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年10月～令和3年9月	令和3年12月31日（金）
令和3年10月～11月	令和4年2月28日（月）
令和3年12月	令和4年3月31日（木）

※中小企業の労働者が令和2年4月～9月に休業した場合であっても、  
・令和2年10月30日に公表したリーフレットの対象者は、**令和3年12月31日(金)**までに、  
・既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、**支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内**に、申請があれば、制度を知った時期にかかわらず受付可能。

○大企業の労働者

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年4月～6月	令和3年12月31日（金）
令和3年1月8日～9月(※)	
令和3年10月～11月	令和4年2月28日（月）
令和3年12月	令和4年3月31日（木）

※令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれます。

### 4 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276（受付時間 月～金 8:30～20:00／土日祝 8:30～17:15）

## ■ 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行う。

対象：雇用調整（コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図ること）を目的とする出向。

前提：雇用の維持を目的とする助成制度のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

## ■ 助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主が支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主がまとめて行う）。

### ○ 出向運営経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**。

	中小企業（※1）	中小企業以外（※1）
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（出向元・先の計）	12,000円 / 1人1日当たり	

（※1）独立性が認められない事業主間の出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

### ○ 出向初期経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**（※2）。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円 / 1人当たり（定額）	
加算額（※3）	各5万円 / 1人当たり（定額）	

（※2）独立性が認められない事業主間の出向の場合は助成対象外

（※3）出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）

または出向先事業主（異業種からの受入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。

# 全国及び地域における在籍型出向等支援協議会の開催について

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、**一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で出向により雇用を維持するために、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的**として、全国及び各都道府県で「**在籍型出向等支援協議会**」を設置・開催する。

## 2. 全国在籍型出向等支援協議会

全国

### (1) 構成員

- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会
- 公益財団法人産業雇用安定センター
- 全国社会保険労務士会連合会（第二回～）
- 経済産業省、中小企業庁、国土交通省、農林水産省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁

### (2) 協議事項

- 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関すること。
- 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関すること。

### (3) 開催実績

- 第一回 令和3年2月17日 ※オンライン開催
- 第二回 令和3年10月1日 ※オンライン開催

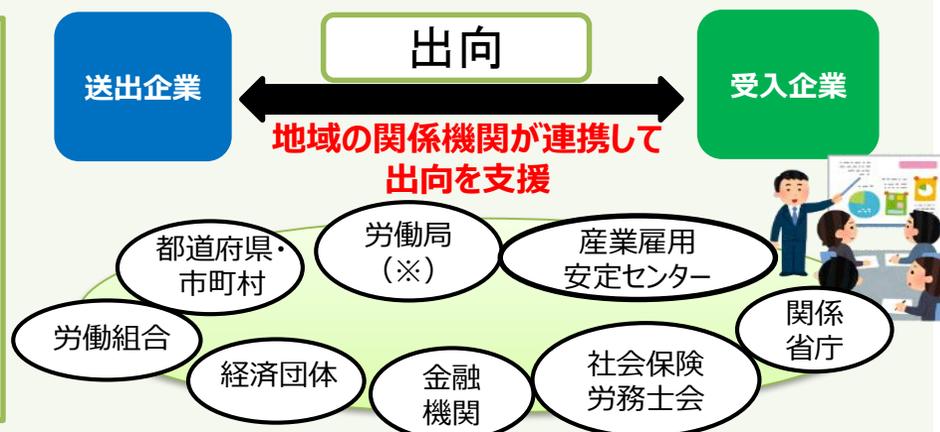
## 3. 地域在籍型出向等支援協議会

地域

全国での議論を踏まえ、各都道府県でも地域協議会を開催し、地域レベルで出向を具体的に支援。

各都道府県では、以下の事項について協議。

- 各地域の雇用情勢に関すること
- 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること
- 各地域における関係機関の連携に関すること
- 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること
- 各種出向支援策に関すること



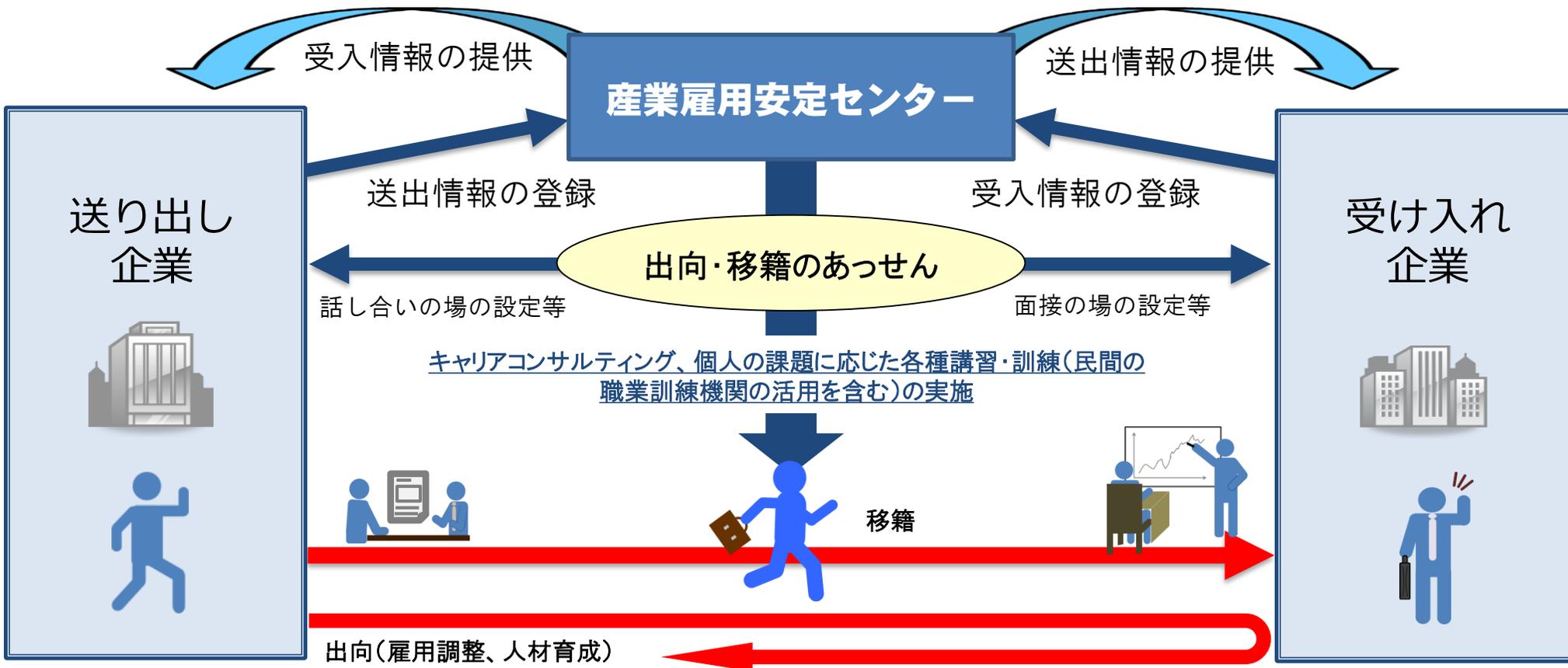
(※) 労働局に事業主支援アドバイザー47人、求人者支援員47人、就職支援コーディネーター47人を配置。

# 産業雇用安定センターによる出向・移籍のあっせん

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：38億円（44億円）

- 産業雇用安定センターは、13の産業団体(※)の拠出により設立された公益財団法人。
- 労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を実施。
- 令和2年度の実績：送り出し件数14,853件に対して、出向・移籍の成立件数9,042件、成立率60.9%

※ (社)日本造船工業会、(社)日本鉄鋼連盟、電気事業連合会、全国銀行協会、(社)日本自動車工業会、(社)日本電機工業会、(社)セメント協会、日本化学繊維協会、日本製紙連合会、日本石炭協会、日本紡績協会、(社)日本民営鉄道協会、(社)日本船主協会



○ 民間の知恵を活用して実施する  
「人への投資」の強化

➤ デジタルなど成長分野を支える人材育成の強化

# 人材開発支援助成金における民間の知恵を活用して実施する 「人への投資」の強化

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：681億円（307億円）  
うち民間からの提案を踏まえたメニュー化分 504億円（新規）

- ・人材開発支援助成金では、職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援している。
- ・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「人」への投資を抜本的に強化することとされたため、**広く民間から提案を募集し、応募があった提案のうち有効と思われる提案を踏まえてメニュー化した訓練を高率助成の対象とする等、効果的な支援を行う。**

訓練コース	経費助成率 (中小企業事業主)	対象訓練
特定訓練コース	45%	○労働生産性向上訓練 ○若年人材育成訓練 <b>○民間からの提案を踏まえてメニュー化</b> 等
一般訓練コース	30%	○特定訓練コース以外の訓練

※ 非正規雇用労働者を対象とする訓練に関する提案があった場合は、非正規雇用労働者が対象である「特別育成訓練コース」についても、当該提案を踏まえたメニュー化を検討する。

# キャリアアップ助成金による人材投資支援強化

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：808億円（708億円）  
うち民間からの提案を踏まえてメニュー化分 268億円（新規）

人的資本への投資の強化の観点から、キャリアアップ助成金正社員化コース（非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換等した場合に事業主に対して助成）による支援を強化

- 人材開発支援助成金における「民間のご意見を踏まえてメニュー化した訓練」の修了後に正社員化した場合に助成額を加算する。

## 正社員化コース助成額

有期→正規の場合 **95,000円**、無期→正規の場合 **47,500円**（大企業も同額）を通常の助成額に上乗せ

### 実際の助成額

- 有期→正規 57万円（42万7,500円） → **66万5,000円（52万2,500円）**
- 無期→正規 28万5,000円（21万3,750円） → **33万2,500円（26万1,250円）**

※助成額は中小企業への支給額。（ ）内は大企業。

※生産性要件を満たしている場合は、上記の約125%の助成額。

# 専門実践教育訓練給付等の概要(人への投資関係)

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額):389億円(248億円)  
うち民間からの提案を踏まえてメニュー化分:96億円(新規)

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援 **民間から提案があった訓練を拡充する。**

## 専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

### <給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

### <支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

## 教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(令和3年度末までの暫定措置)

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する

## 専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,584講座(令和3年10月1日時点) ※以下①~⑦は当該講座数の内訳

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,579講座  
例)介護福祉士、看護師等

②専修学校の職業実践専門課程およびキャリア形成促進プログラム

講座数:690講座  
例)商業実務、衛生関係等

③専門職学位課程

講座数:91講座  
例)教職大学院、法科大学院等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:136講座  
例)特別の課程(保健)特別の課程(社会科学・社会)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:3講座  
例)情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数:85講座  
例)AI、データサイエンス、セキュリティ等

⑦専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程

講座数:0講座

# 特定求職者雇用開発助成金（人への投資関係）

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：624億円（564億円）  
うち民間からの提案を踏まえてメニュー化分：150億円（新規）

厚生労働省

## ■ 概要

高年齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

## ■ 助成内容等

助成金の種類	対象労働者	助成内容 <sup>※1</sup>	
		助成対象期間	支給額
特定就職困難者コース	高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 障害者 等	1～3年	30～240万円 （2～6期に分けて支給）
生涯現役コース	65歳以上の離職者	1年	40～70万円 （2期に分けて支給）
被災者雇用開発コース	東日本大震災による被災離職者 ・被災地求職者	1年	30～60万円 （2期に分けて支給）
就職氷河期世代安定雇用実現コース	正規雇用の機会を逃した等により十分な キャリア形成がなされなかった就職困難者	1年	30～60万円 （2期に分けて支給）
	特定求職者雇用開発助成金対象者全て		

民間から提案のあったデジタル・グリーンなどの成長分野の事業主が雇い入れた場合に高額助成。

- ※1 助成対象期間や支給額は、対象労働者、企業規模等によって異なる。  
支給額は、支給対象期（6か月）ごとに対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とする。  
※2 この他、「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」「生活保護受給者等雇用開発コース」がある。

## ■ 予算及び実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	753億円	531億円	522億円	586億円	564億円
実績	445億円	482億円	506億円	468億円	-

## ○ 女性・非正規雇用労働者へのマッチングや ステップアップ支援、新規学卒者等への就職支援

- ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じた  
きめ細かな担当者制支援
- マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援
- 求職者支援制度による再就職支援、新規学卒者等への就職支援

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：31億円（31億円）

## 事業の趣旨・目的

- 新型コロナウイルス感染症による影響に伴う事業活動の縮小等により、雇止め等による非正規雇用労働者等の増加が懸念されている。

このため、こうした非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を図る。

## 事業内容

全国の主要なハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、求職者の置かれた状況に応じた担当者制による就職支援を実施することにより、早期の再就職を図る。

また、ウィズコロナの労働市場環境を見据え、業種間・職種間移動に対応した再就職支援を図る。

- ・就職支援ナビゲーター（早期再就職支援分） 419人
- ・就職支援ナビゲーター（業職種間移動支援分） 60人

### 《主な支援内容》

- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ 日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング 等
- ※ その他、来所困難な求職者へのオンラインによる支援を全国のハローワーク及びマザーズハローワークで実施。



# マザーズハローワーク事業の拡充

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：40億円（40億円）

新型コロナウイルス感染症により離職を余儀なくされた子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、ハローワークの**専門支援窓口（マザーズコーナー）を拡充**するとともに、**専門相談員によるアウトリーチ型の支援を強化**する。  
あわせて、**各種就職支援サービスのオンライン・デジタル化を推進**し、マザーズハローワークのサービスの向上を図る。

## 「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充



### 拠点数

- マザーズハローワーク 21箇所
- マザーズコーナー 183箇所 → 185箇所（2箇所増）

### 実施体制

- 職業相談員 233人 → 235人（2人増）
- 就職支援ナビゲーター 298人 → 310人（12人増）
- 求人者支援員 31人



### 支援内容

- 求職者ニーズを踏まえたきめ細かな就職支援**  
求職者の状況に応じた再就職のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナー等により求職者ニーズを踏まえた就職支援を実施。  
また、専門相談員を配置し、ひとり親に対するプライバシーに配慮した相談支援や、家族等の介護のために離職した者に対する仕事と介護が両立できる事業所への就職支援等を実施。  
**さらに、地域の子育て支援拠点（子育て中の女性の支援に取り組むNPO等）へのアウトリーチ型支援（出張相談、セミナー等）を実施。**
- 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等**  
求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供。
- 地方公共団体等との連携による保育関連情報等の収集・提供等**  
地方公共団体の保育行政等と連携し、保育所・子育て支援サービス等に関する情報等の収集・提供。
- 子ども連れて来所しやすい環境の整備**  
キッズコーナー、ベビーチェアの設置、相談時の子どもの安全面に配慮した安全サポートスタッフの配置等、子ども連れて来所しやすい環境を整備。

## マザーズハローワークの各種就職支援サービスのオンライン・デジタル化の推進

### ・オンラインマザーズハローワーク（モデル事業）

子育て中の女性等が自宅でも求職活動ができるよう、主要なマザーズハローワーク（北海道、東京、大阪、愛知）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」をモデル実施。

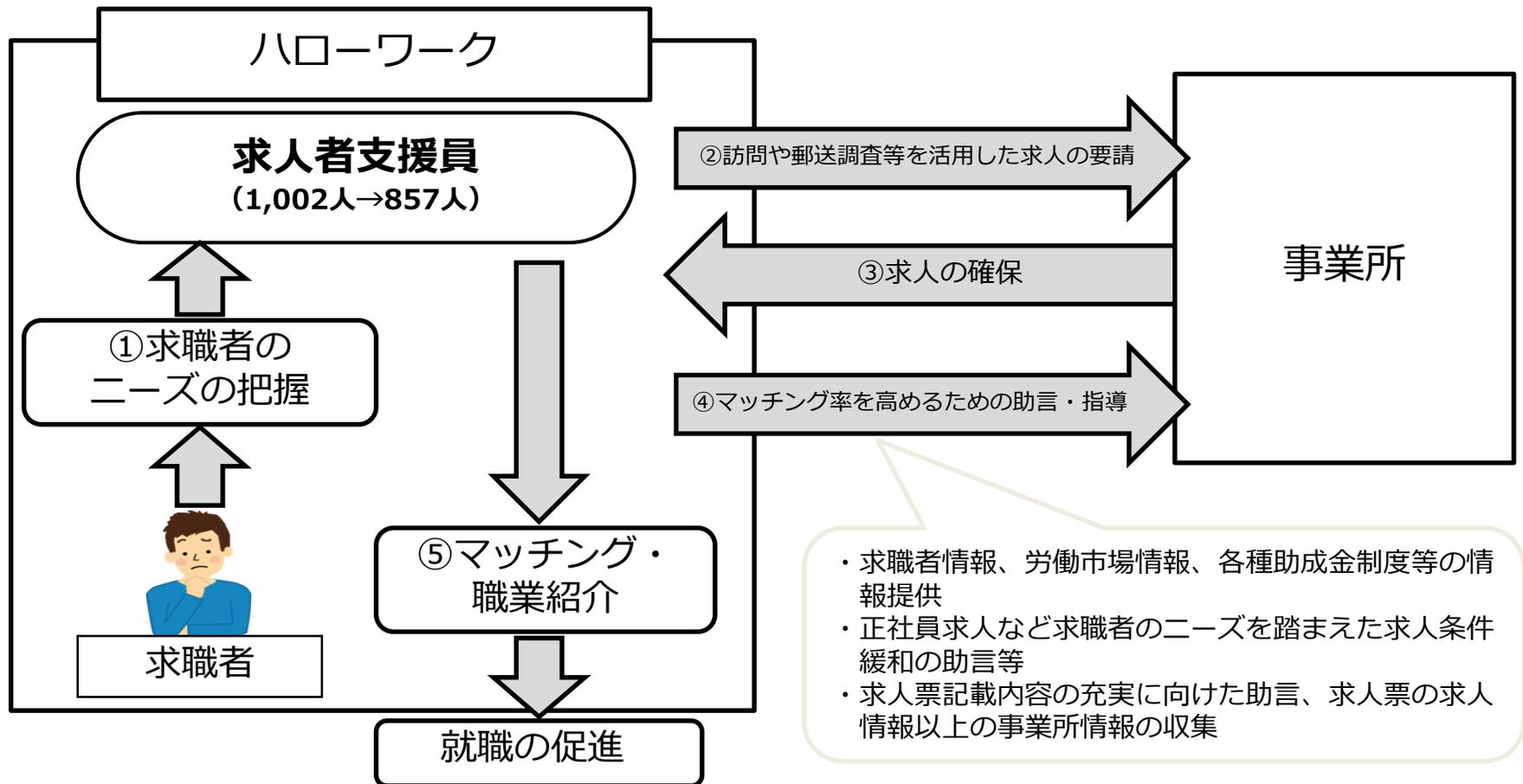
### ・プッシュ型のイベント情報配信

全国のマザーズハローワークにおいて、SNSを活用して、就職面接会、子育て中の女性向け就職支援セミナー等のイベント情報等をプッシュ型で配信。

# 求人確保と求人充足サービスの充実

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：39億円（47億円）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、求人数が大幅に減少しているなか、雇用の確保を図るため、ハローワークにおいて積極的な求人開拓を実施する。
- 求人充足に向けて求職者が応募しやすい求人内容の設定や求人条件の緩和等の助言をきめ細かく行うなど、求人者サービスの充実を図る。



## ○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講し、**再就職、転職、スキルアップ**を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、**離職して収入がない者を主な対象**としているが、**収入が一定額以下の場合**は、**在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講**できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

## ○ 制度活用の要件

<b>訓練受講の要件</b> <span style="font-size: 2em; color: red; border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">A</span>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハローワークに求職の申し込みをしていること</li> <li>● <b>雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと</b></li> <li>● 労働の意思と能力があること</li> <li>● 訓練受講が必要とハローワークが認めたこと</li> </ul>
<b>職業訓練受講給付金の支給要件</b> <span style="font-size: 2em; color: red; border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">B</span>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>本人収入が月8万円以下（シフト制で働く者などは月12万円以下）</b>（*）</li> <li>● <b>世帯全体の収入が月40万円以下</b>（*）</li> <li>● 世帯全体の金融資産が300万円以下</li> <li>● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない</li> <li>● <b>訓練の8割以上に出席している</b>（*）</li> <li>● 世帯に同時に給付金を受給している者がいない</li> <li>● 過去3年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない</li> </ul>

## ○ 主な対象者

\* 令和4年3月末までの特例措置

<b>給付金を受けて訓練を受講している者</b> <span style="color: red;">[AとBに該当する者]</span>	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートで働きながら、正社員への転職や社内での正社員転換を目指す方など
<b>給付金を受けずに訓練を受講している者（無料の職業訓練のみ受講）</b> <span style="color: red;">[Aのみ該当する者]</span>	
離職者	親や配偶者と同居し収入がある方など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

## ○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された地域職業訓練実施計画に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練などを受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練  
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される  
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和4年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

## ○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練		
	訓練期間	<u>2か月から4か月</u>		
	訓練分野	<u>ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科</u> など		
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練		
	訓練期間	<u>3か月から6か月</u> （就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※シフト制の方などを対象とした訓練コースは <u>2週間から</u> （令和4年3月末までの特例措置）		
	訓練分野	<u>IT</u>	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など	
		<u>営業・販売・事務</u>	OA経理事務科、営業販売科など	
<u>医療事務</u>		医療・介護事務科、調剤事務科など		
<u>介護福祉</u>		介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など		
	<u>デザイン</u>	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など		
	<u>その他</u>	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など		

## ○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	受講者数に応じて定額を支給 <u>6万円/人月</u>
実践コース	訓練修了者のうち、 <u>安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給</u> <u>60%以上：7万円/人月、35%以上60%未満：6万円/人月、35%未満：5万円/人月</u> ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円/人月、 30%以上55%未満：6万円/人月、30%未満：5万円以上/人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

## ○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円（病気などのやむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合、日割りで減額）（*）
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

\* 令和4年3月末までの特例措置

### [求職者支援資金融資]

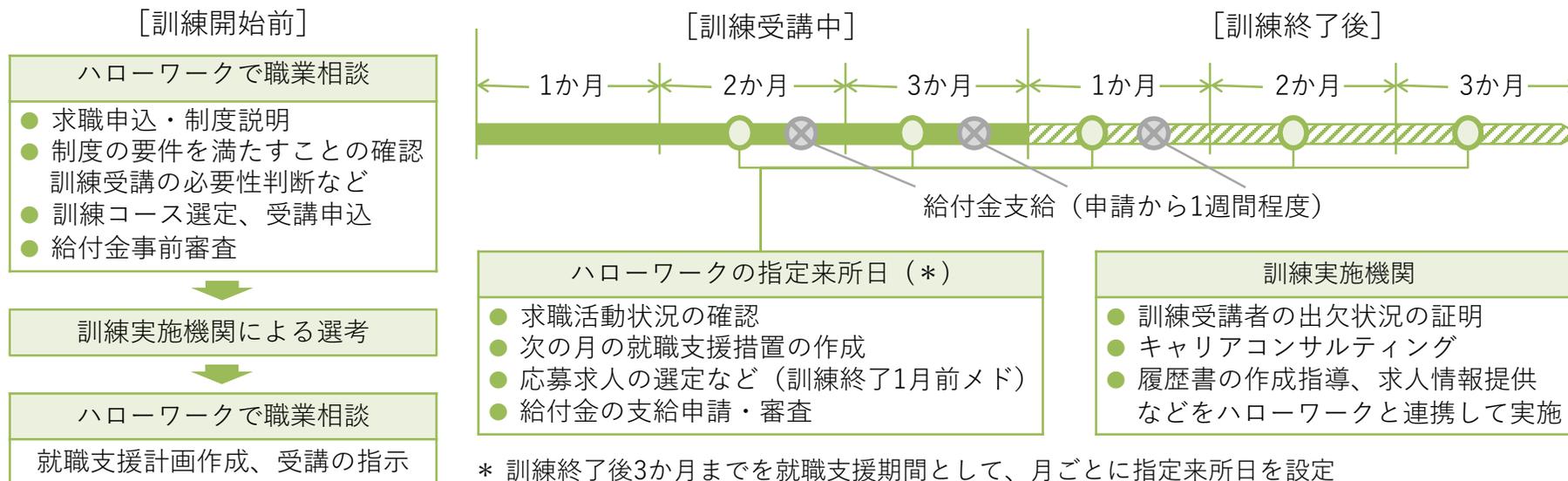
給付金を受給しても訓練期間中の**生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資**

- ・ 貸付額：**単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数**
- ・ 利率：2%（うち信用保証料0.5%） ・ 担保・保証人：不要

## ○ 訓練受講者に対する就職支援

**ハローワーク**が、訓練受講者ごとに**就職支援計画を作成**し、職業訓練の情報提供から訓練終了後の**就職までの支援**を**訓練実施機関と連携**を図りながら、**個別・伴走型できめ細か**に行う

### 就職支援のながれ（3か月訓練の例）



## ○ コロナ禍で講じている特例措置（令和4年3月末までの時限措置）

<p>給付金の 本人収入要件</p>	<p><u>月8万円以下</u> → <u>シフト制で働く方などは月12万円以下</u>          ※ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくする</p>
<p>給付金の 世帯収入要件</p>	<p><u>月25万円以下</u> → <u>月40万円以下</u>          ※ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくする</p>
<p>給付金の 出席要件</p>	<p><u>病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認める</u>          → <u>理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める</u>          ※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくする          ※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額</p>
<p>訓練対象者</p>	<p><u>再就職や転職を目指す者</u> → <u>転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を加える</u>          ※ 働きながら訓練を受講して正社員転換などを目指す非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進する</p>
<p>訓練基準</p>	<p>訓練期間：<u>2か月から6か月</u> → <u>2週間から6か月</u>          訓練時間：<u>月100時間以上</u> → <u>月60時間以上</u>          ※ 働きながら受講しやすく短い期間、時間の訓練コースを設定する。併せてオンライン訓練の設定を促進する</p>

※ 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用

# 新規学卒者等（専門学校生等）への就職支援

令和4年度予算案：4.6億円（新規）（一般会計・雇用勘定折半）  
うち 一般会計 2.3（新規）億円  
雇用勘定 2.3（新規）億円

**第二の就職氷河期世代をつくらないよう、特に新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた分野の専門学校生等への就職支援を強化するため、新たに、新卒応援ハローワーク等に就職支援ナビゲーター（重点支援分）80名を配置し、プッシュ型による重点支援を実施する。**

コロナの影響により、

- **専門学校**の新卒者（令和3年3月卒）の**就職率は大幅減**  
： **91.2%（前年同期比▲5.6ポイント）**  
※大卒：▲2.0ポイント、短大：▲0.7ポイント
- 特に**特定業種**の**専門学校生**に著しい影響  
： **観光系**（▲30ポイント）、**デザイン系**（▲22.4ポイント）
- **新卒者採用計画**（日銀短観）からも、大きな影響を受けていることが明白



**こうした影響は、一定期間継続するものと見込まれる**

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）

「感染症の影響の下、**第二の就職氷河期世代を作らない**よう、新卒者及び3年以内既卒者に対する就職支援のため、採用意欲のある中小企業とマッチング促進等に加え、**新卒応援ハローワーク等における相談支援を強力に推進**する」

基本的に受動的な支援に留まっていた専門学校生・未就職卒業生への就職支援について、専門学校と連携することにより、

- ◆ 出張相談、ガイダンスの実施
- ◆ 希望業種の求人の開拓や類似業種の求人とのマッチング支援
- ◆ 全国のネットワークを活用した広域の職業紹介
- ◆ 対象者ごとのニーズや地域の産業構造を踏まえた職業相談

等を重点的に実施。

## ○ デジタル化の推進、人手不足分野への円滑な労働移動の推進

- I T分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化
- ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進
- ハローワークの専門窓口での支援、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進
- 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援

- DXの進展が加速する中、高いスキルを持ったIT人材の確保が重要な課題となっているが、国内のIT人材は、2030年までに45万人が不足すると試算されており、そのスキルレベルも、「デジタル競争ランキング」によると、63か国中62位と低迷している。また、IT人材は大都市圏に集中しており、地域偏在も課題となっている。
- このため、IT人材の質的・量的な確保を図る観点から、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練において、IT分野の資格取得をめざす訓練コースについて訓練実施機関に対する訓練委託費等の上乗せを行うとともに、地域偏在の解消のため、同コースが設定されていない地域の場合には、さらに訓練委託費等を上乗せし、IT分野のコース設定の促進を図る。【令和6年度末までの時限措置】

### 事業概要

- ◆ ITスキル標準（ITSS）レベル1以上（※1）に相当するIT関係の資格をめざす訓練コースについて、資格取得率及び就職率が一定割合以上の場合、訓練実施機関に対する訓練委託費等を1人当たり月1万円上乗せする。また、同コースが設定されていない地域（※2）において、さらに1人当たり月1万円上乗せする。

（※1）OCJP Silver、LPICレベル1、PHP初級など

（※2）令和4年度対象予定地域 公共職業訓練：20地域  
求職者支援訓練：26地域



# 全国の求職者を対象としたオンラインによる職業訓練（IT分野）の実施

令和4年度予算案：55百万円(新規)

## 趣旨・目的

- DXの推進のためには、IT企業のみならず、全国のIT利用企業で働くデジタル人材の育成が不可欠であるが、IT分野の職業訓練については、一部の大都市圏にコース設定が集中している
- このため、コース設定が少ない地域の求職者がIT分野の職業訓練を受講できるよう、IT分野の職業訓練について、全国の求職者を対象とする通所要件（※）を課さないオンライン訓練を試行的に実施し、訓練効果や課題の検証を行う  
※委託訓練のオンライン訓練は、総訓練時間の20%以上の通所が要件

## 事業の概要

全国の求職者を対象としたIT分野のオンライン訓練の実施（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から民間教育訓練機関等への委託）及び訓練効果・課題の検証

## 訓練の期間、コース定員、分野

訓練期間	5か月程度
対象者	全国のハローワークの求職者のうち主に雇用保険受給者 100人（20人×5コース）
対象分野	IT分野（プログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理等）

# 中小企業におけるDX人材育成の推進

令和4年度予算案：1.9億円(新規)

- ・ 我が国におけるDXを推進するためには、ITを活用した業務改善やビジネス展開などに従事する人材の育成が不可欠。
- ・ 多くの中小企業では、大企業と比べDX化の取組みは進んでいない。
- ・ このため、全国の生産性向上人材育成支援センター(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)に中小企業等DX人材育成推進員を配置し、中小企業等の人材育成計画の作成等を支援するとともに、DXに対応した訓練を拡充する等により中小企業等のDXに対応するための人材育成を総合的に推進する。

## (1) 中小企業等DX人材育成支援窓口の設置

生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援窓口」を設置し、中小企業等からの「デジタル対応に係る人材育成の悩み」等にかかる相談に対応。

## (2) 中小企業等DX人材育成推進員の配置

生産性向上人材育成支援センターにDX人材育成推進員(非常勤)を配置(100人 主要都市のセンター13カ所×2人、74カ所×1人)し、中小企業等のDXに対応するための人材育成を総合的に推進。

### ① 中小企業等DX人材育成計画の作成支援

- ⇒(1)で相談等を受けた中小企業等のうち、希望する中小企業等に対して、DX人材育成計画(中長期)の作成を支援。
- ⇒経営・管理者層や従業員の役割・階層に応じて身に着けるべき知識や技術について整理。

### ② ニーズに応じた生産性向上支援訓練(DX関連)のカスタマイズ

- ⇒中小企業等DX人材育成支援窓口等で把握した個別企業のニーズ等を踏まえ、実際に個別企業での業務を想定した演習の追加など、受講希望企業と訓練実施機関との間に立ち調整。

### ③ 生産性向上支援訓練(DX関連)の実施機関の開拓

- ⇒(3)に対応するため、訓練実施機関の開拓を行う。

## (3) 生産性向上支援訓練(DX関連)の拡充(3,000人分の訓練経費を計上)

生産性向上支援訓練(DX関連)の訓練機会を拡充(3,000人)。

訓練コースの例:クラウド活用入門、IoT活用によるビジネス展開、AI(人工知能)活用 等

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：31億円（31億円）

## 事業の趣旨・目的

- 新型コロナウイルス感染症による影響に伴う事業活動の縮小等により、雇止め等による非正規雇用労働者等の増加が懸念されている。  
このため、こうした非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を図る。

## 事業内容

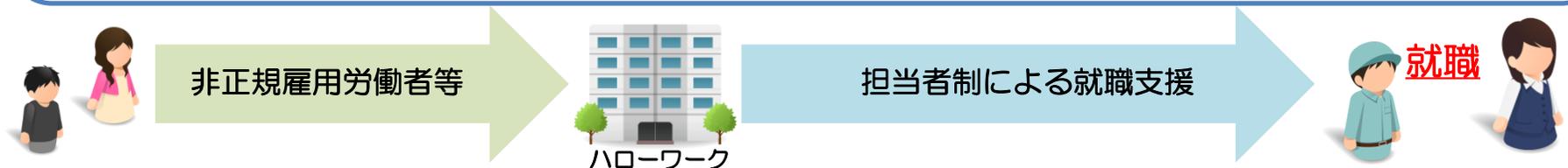
全国の主要なハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、求職者の置かれた状況に応じた担当者制による就職支援を実施することにより、早期の再就職を図る。

また、ウィズコロナの労働市場環境を見据え、業種間・職種間移動に対応した再就職支援を図る。

- ・就職支援ナビゲーター（早期再就職支援分） 419人
- ・就職支援ナビゲーター（業職種間移動支援分） 60人

### 《主な支援内容》

- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ 日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング 等
- ※ その他、来所困難な求職者へのオンラインによる支援を全国のハローワーク及びマザーズハローワークで実施。



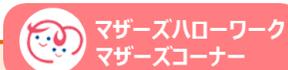
# マザーズハローワーク事業の拡充

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：40億円（40億円）

新型コロナウイルス感染症により離職を余儀なくされた子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、ハローワークの**専門支援窓口（マザーズコーナー）を拡充**するとともに、**専門相談員によるアウトリーチ型の支援を強化**する。

あわせて、**各種就職支援サービスのオンライン・デジタル化を推進**し、マザーズハローワークのサービスの向上を図る。

## 「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充



### 拠点数

- マザーズハローワーク 21箇所
- マザーズコーナー 183箇所 → 185箇所（2箇所増）

### 実施体制

- 職業相談員 233人 → 235人（2人増）
- 就職支援ナビゲーター 298人 → 310人（12人増）
- 求人者支援員 31人



### 支援内容

#### ・求職者ニーズを踏まえたきめ細かな就職支援

求職者の状況に応じた再就職のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナー等により求職者ニーズを踏まえた就職支援を実施。

また、専門相談員を配置し、ひとり親に対するプライバシーに配慮した相談支援や、家族等の介護のために離職した者に対する仕事と介護が両立できる事業所への就職支援等を実施。

さらに、地域の子育て支援拠点（子育て中の女性の支援に取り組むNPO等）へのアウトリーチ型支援（出張相談、セミナー等）を実施。

#### ・仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供。

#### ・地方公共団体等との連携による保育関連情報等の収集・提供等

地方公共団体の保育行政等と連携し、保育所・子育て支援サービス等に関する情報等の収集・提供。

#### ・子ども連れて来所しやすい環境の整備

キッズコーナー、ベビーチェアの設置、相談時の子どもの安全面に配慮した安全サポートスタッフの配置等、子ども連れて来所しやすい環境を整備。

## マザーズハローワークの各種就職支援サービスのオンライン・デジタル化の推進

### ・オンラインマザーズハローワーク（モデル事業）

子育て中の女性等が自宅でも求職活動ができるよう、主要なマザーズハローワーク（北海道、東京、大阪、愛知）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」をモデル実施。

### ・プッシュ型のイベント情報配信

全国のマザーズハローワークにおいて、SNSを活用して、就職面接会、子育て中の女性向け就職支援セミナー等のイベント情報等をプッシュ型で配信。

# 就職支援セミナーのオンライン動画配信

令和4年度予算案 : 98百万円(新規)

○就職支援セミナーを民間の動画サイト等からオンライン配信。

**⇒業務簡素化・デジタル化を推進。コロナ禍でも継続して業務の推進が可能！**

○セミナー動画のシナリオは厚労省で作成。コンテンツの作成支援+α(動画の掲載等)は民間事業者へ委託。

○独自のシステムを構築せず、民間の動画サイト等を活用することにより、費用の低減を図る。

## ○想定する主な機能

①セミナー等の動画配信機能 ⇒あらかじめ厚生労働省が作成した動画コンテンツを求職者に配信。

②視聴記録の管理等 ⇒動画視聴後には、テストの実施(採点結果も表示)、修了書の発行も可能。

## 実施方法(イメージ)

①求職者が民間の動画サイトにアクセスし、利用登録。

②求職者は、民間の動画サイトにログインし、厚生労働省が登録した就職支援セミナーの動画を視聴。



民間の動画サイト等  
(スマホ対応)

### (想定する主な機能)

①就職支援セミナー動画配信機能

②動画の視聴記録の管理機能

③テストの実施(採点結果も表示)  
修了証の発行機能



セミナー動画を視聴

動画視聴後

修了証

以下のセミナーを受講したことを証す。

就職支援セミナー

テスト結果や修了証  
などを持参

紙の修了証を持参しなくても、動画視聴後にテストの実施、スマホで動画サイトの修了証画面を職員に見せるなどの対応で可



ハローワーク



修了証などにより、セミナーの受講(就職活動実績)を確認

# ハローワークにおける人材不足分野（特に、医療、介護をはじめとする福祉分野等）に係る就職支援の強化

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：44億円（45億円）

医療、介護等の分野において人材不足が深刻化している状況にあることから、**ハローワークの専門支援窓口である「人材確保対策コーナー」を拡充**するとともに、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等を内容とする**「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」等を推進**し、重点的なマッチング支援を実施する。

## 「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

医療・福祉分野（医療、介護、保育）のほか、建設業、警備業、運輸業など雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充する。

（111箇所 → 113箇所）

職業相談員（181人 → 181人）

就職支援ナビゲーター（236人 → 238人）

就職支援コーディネーター（276人 → 278人）

### 「人材確保対策コーナー」の主な支援内容

- 都道府県労働局ごとに関係機関、関係団体等をメンバーとした協議会を設置し、人材確保のための支援策を検討
- 求職者ニーズの把握と、それに基づいた求人者への求人充足に向けた助言・指導
- 求職者に対する担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介
- 関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等の開催
- ナースセンター、福祉人材センター等との連携による巡回相談やイベントの実施

## 「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進

医療・福祉分野の求人・求職取扱件数が多いハローワークに、就職支援コーディネーター（59人）、就職支援ナビゲーター（11人）を配置し、医療・福祉分野の重点的なマッチング支援を実施する。

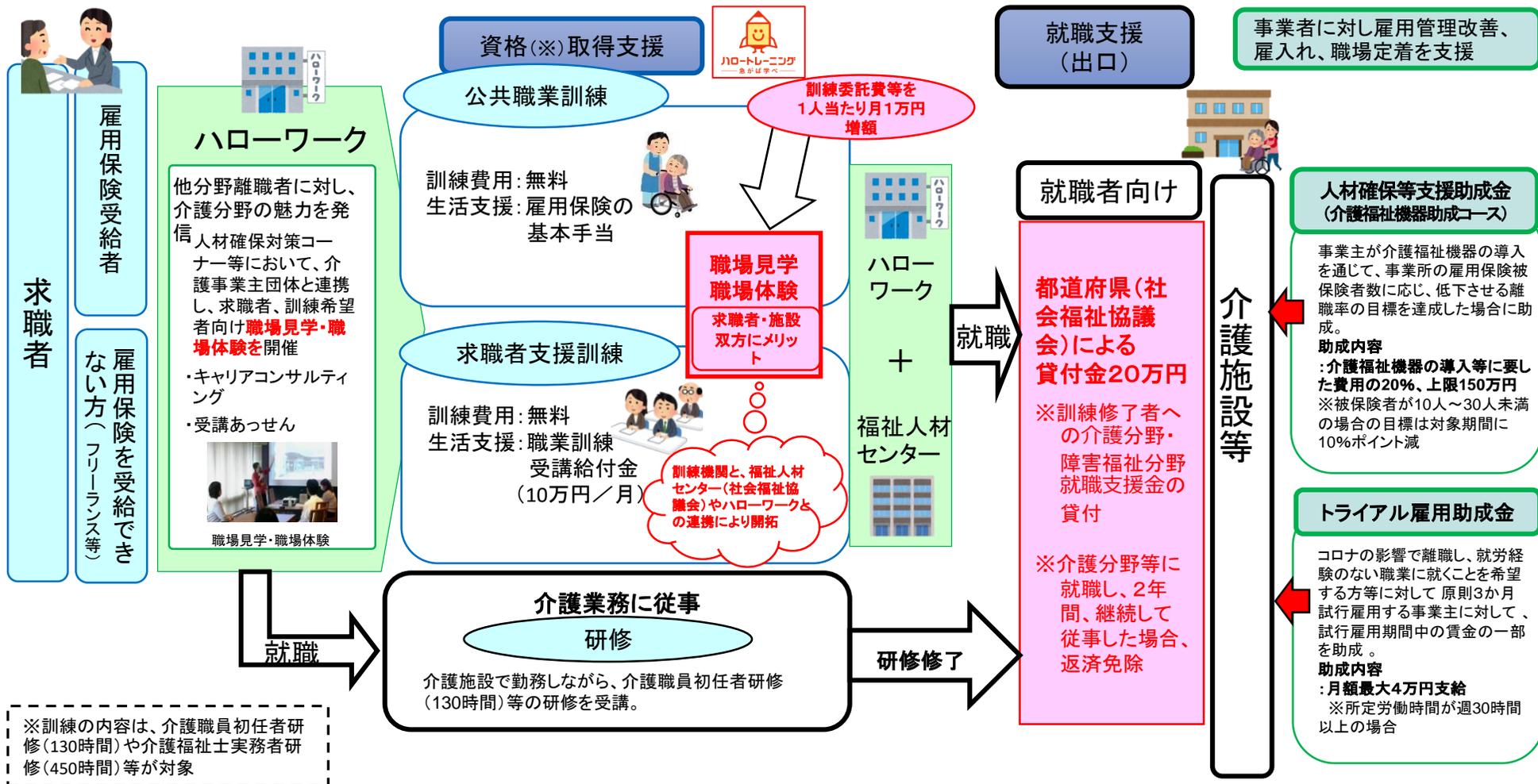
### 「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の主な内容

- 未充足求人へのフォローアップの徹底  
求職者が希望する勤務条件等のニーズを情報提供した上で、求人条件の緩和指導や求人内容の明確化などの助言を実施
- 有資格求職者に対する求人情報等の提供  
医療・福祉分野への就職を希望していない有資格求職者等に対し、求人情報や最新の動向等について情報提供
- 求人者から求職者へのオファー型マッチングの促進  
看護師、介護福祉士等の資格を有する求職者の情報を求人者に公開・提供し、求人者からのオファーによるマッチングを促進

# 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、

- ・ ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
    - ・ 介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ
    - ・ 都道府県社会福祉協議会による介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設
  - 介護施設に就職してから一定の研修を受けた場合も貸付金制度の対象であることを明確化
  - ・ 介護事業者に対し雇用管理改善、雇入れ、職場定着を支援
- 等
- を実施する。



# 人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）

## 概要

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境を改善し、離職率の低下が図られた場合に助成する。

### 【目標達成助成】

機器導入前に策定する導入・運用計画において、計画期間終了から1年経過後の離職率に係る目標の設定を義務付け、当該目標を達成できた場合に、導入費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円）を助成。

## 助成金の対象となる介護福祉機器

介護労働者が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるなど、所定の要件を満たすもので1品10万円以上であることが必要。

1. 移動・昇降用リフト（立位補助器、非装着型移乗介助機器を含む。）
2. 装着型移乗介助機器（介護スーツ）
3. 体位変換支援機器
4. 特殊浴槽

# トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額) : 4.0億円(13億円)

厚生労働省

## ■ 概要

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用への移行を目的に一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して助成する制度。

## ■ 助成内容等

対象労働者	支給額
○2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 ○離職している期間が1年超の者 ○育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者 ○フリーターやニート等で55歳未満の者 ○特別の配慮を要する者(生活保護受給者等)	月額4万円

※ 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額5万円となる。

※ ハローワーク、職業紹介事業者等(助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要)の紹介が必要。

※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の第2期の併用が可能。

## ■ 概要

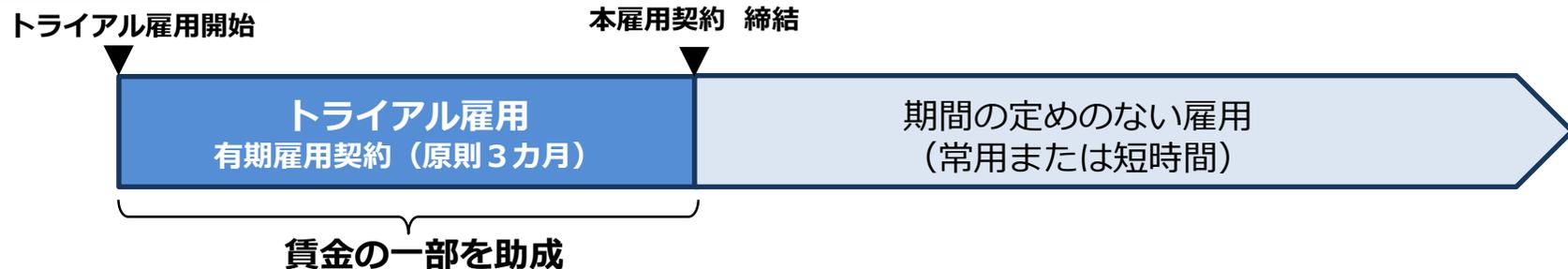
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者（シフト減により離職と同様の状態にあるとみなされるものを含む）であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の早期再就職支援を図るため、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する。

⇒ 労働者が新たな職業に対応できるようになるまでの間の事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援。

## ■ 助成内容等

対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
職業紹介の日において、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者</u>	常用雇用	週30H以上	月額4万円
	短時間労働	週20H以上 ～30H未満	月額2.5万円

## ■ 助成のイメージ



<参考：トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）>

○職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者※について、**常用雇用への移行を目的**に、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して、月額4万円助成。（30時間未満は助成対象としない）

※2年以内に2回以上離転職を繰り返している者、離職している期間が1年超の者、育児等で離職し安定した職業に就いていない期間が1年超の者、フリーターやニート等で55歳未満の者、特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）

# シルバー人材センターを活用した高齢者の介護就業促進による地域活性化

令和4年度予算案：5.6億円(新規)

## 目的

地域の高齢化が進展する中で、暮らしを支える介護分野の人手不足により、要介護高齢者の生活の質の低下や健康に不安を持つ高齢者の不安感の高まりがみられる。また元気な高齢者については、地域経済の停滞の中で就業機会を十分に確保できず、地域全体の活力が低下してきている。

介護分野の人材ニーズは、資格や残業を含むフルタイム勤務を求める傾向があり、高齢者の就業ニーズとのミスマッチが課題。周辺業務の切り出し等により無資格・短時間勤務等が可能な職域開拓を進め、ミスマッチの解消と潜在するシニア人材の掘り起こしを進める等、高齢者を介護分野の担い手として積極的に活用できる仕組みを設け、停滞する地域の活性化を強力に進める。

## 事業内容・実施方法

### ▶シルバー人材センター(SC)介護プランナーの配置

シルバー人材センターに介護プランナーを配置し、介護施設に対し介護の周辺業務の切り出しの提案を行い、高齢者の新たな就業機会の場を創出する。

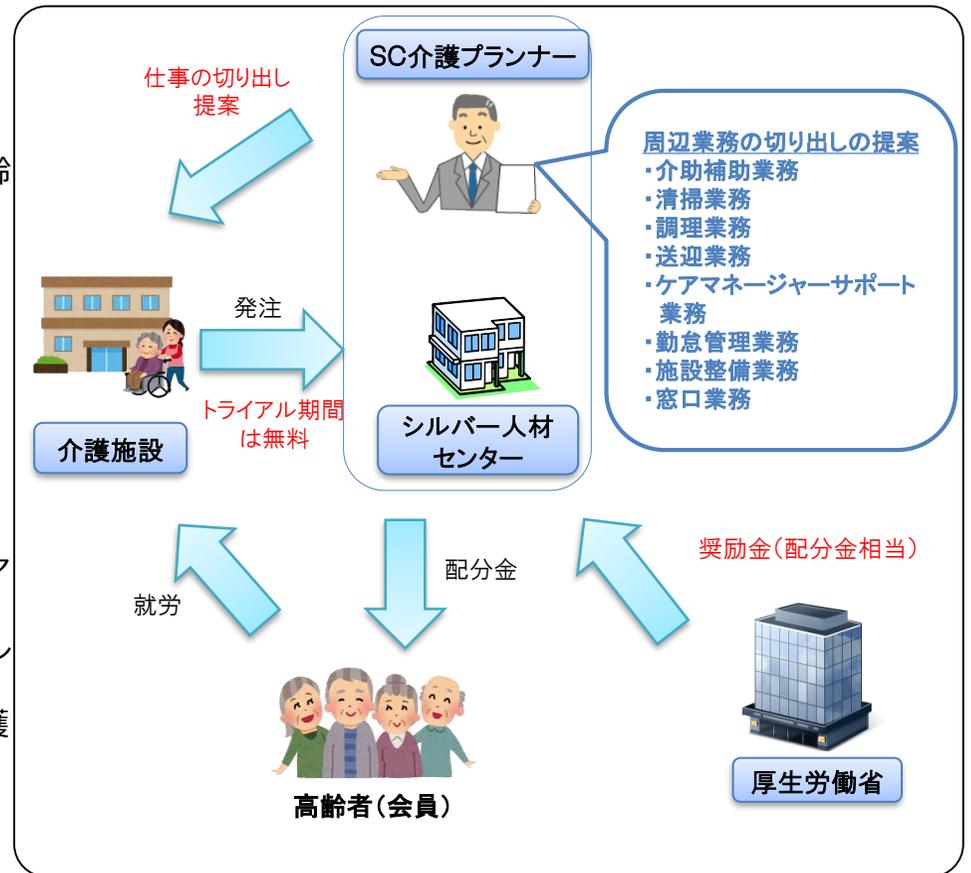
- ・介護の専門的な知識や経験が必要ない業務
- ・ホワイトカラー層であった高齢者の経験を活かせるバックオフィス業務
- ・その他、シルバー会員に馴染む業務

### ▶SCトライアル奨励事業

地域の多様な就業ニーズの受け皿となっているシルバー人材センターを通じて地域のシニアを活用した介護施設は、シニア人材の試行期間として1カ月程度の間、無償でシニア人材の活用を可能とする。

国は介護施設で就業したシルバー会員への配分金等をシルバー人材センターにトライアル奨励金として交付する。

奨励金の対象は、特に支援が必要とされる中小規模の介護施設とするため、常時使用する従業員の数が100人以下の施設とする。



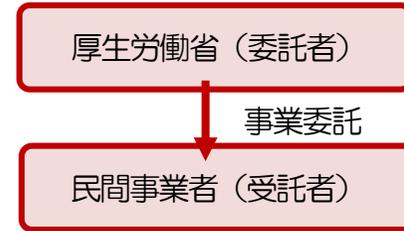
## ○ キャリア形成支援の推進

- ジョブ・カードの活用等を通じたキャリアコンサルティングの普及促進

# キャリア形成サポートセンター事業

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額):15億円(16億円)

- 労働者がキャリアプランの再設計をすることや、企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入支援をするための拠点を整備(※)。
- キャリアコンサルティング及びジョブ・カードの普及促進を図り、より一層効果的な労働者等の職業能力開発・キャリア形成支援を推進。(労働者・企業に対しキャリアコンサルティングを中心とした支援を展開。)
- 労働者がキャリアコンサルティングにアクセスしやすい環境整備や労使の協働を促すための環境づくりを支援する。



## ◆実施体制

(全国カバーのサービス提供)

中央キャリア形成サポートセンター

東京都に1箇所設置

地域キャリア形成サポートセンター

全国41箇所に設置

(セルフ・キャリアドック導入支援拠点は、北海道、宮城、東京、神奈川、石川、愛知、大阪、兵庫、広島、香川、福岡の地域センターに併設(全11拠点))

(相談窓口について)

- ・ 企業への個別相談や在職労働者へのキャリアコンサルティング
- ・ 在職労働者へのキャリアコンサルティングに対応するため、平日夜間や土日、オンライン、メール等による相談を実施
- ・ 労働者等に対するキャリアコンサルティング体験イベントの実施

## ◆事業内容・支援メニュー

労働者に対する  
キャリアコンサルティング

企業に対する  
セルフ・キャリアドック(※)導入支援  
(相談・技術的支援、セミナー、研修等)

ジョブ・カード活用による企業支援  
(採用/人材育成/雇用型訓練)

ジョブ・カード制度及び  
セルフ・キャリアドックの周知広報

職場における1 on 1の導入推進

労働者等

- 自律的なキャリア形成

企業

- 組織の活性化
- 生産性向上

※「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月閣議決定)において「オンラインや土日・夜間も含めて労働者がジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを利用しやすい環境整備に取り組むとともに、長期にわたるキャリア形成の促進のため、企業内におけるキャリアコンサルティング(セルフ・キャリアドック)の導入支援(中略)を推進する。」こととされた。

※「セルフ・キャリアドック」:企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」のこと。

# ジョブ・カード作成支援サイト（仮称）の整備

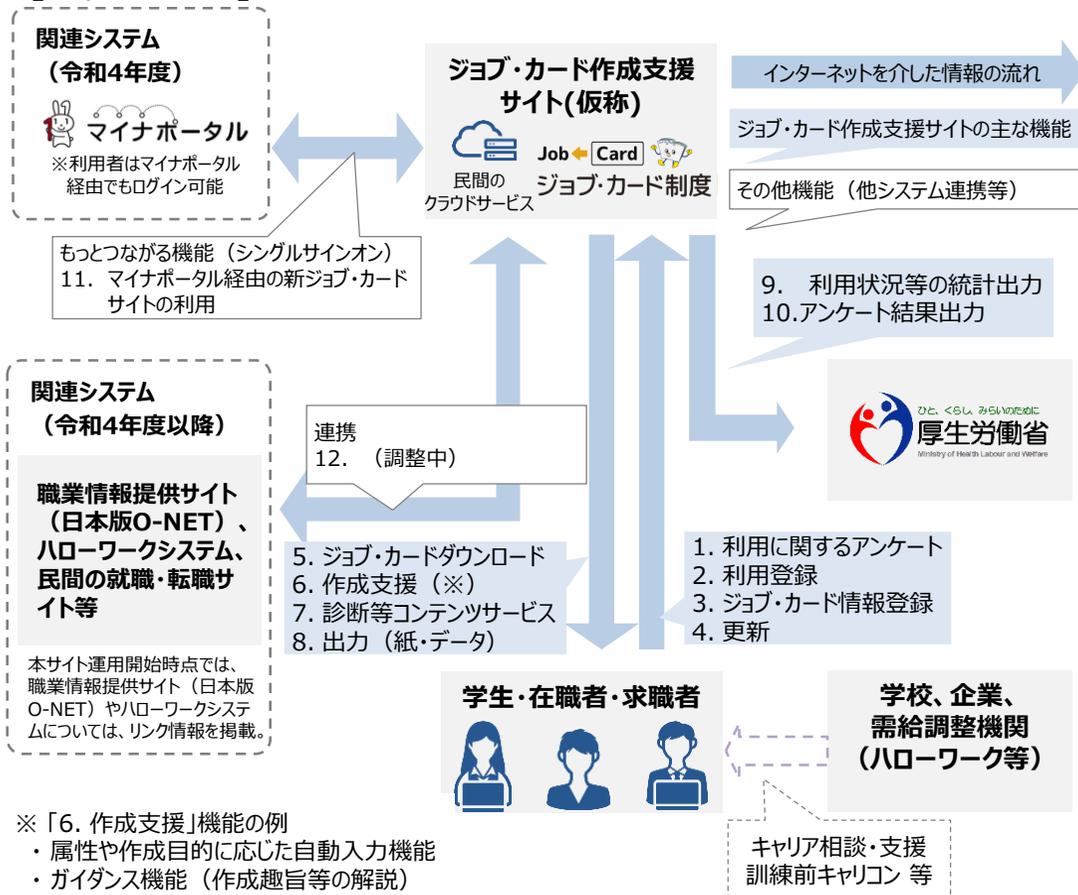
令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：4.9億円（3.4億円）

## [目的]

「マイナンバーの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、長期にわたるキャリア形成に資するための方策の一つとして、ジョブ・カードのデジタル化及びマイナポータルを通じたマイナンバーカードとの連携が掲げられており、ジョブ・カードのデジタル化を進めることを目的として以下の経費を要求する。

- ①ジョブ・カード作成支援サイト（仮称）の設計開発（マイナポータル接続機能の整備を含む）及び運用保守に係る経費
- ②ジョブ・カード作成支援サイト（仮称）の掲載コンテンツ作成及び周知広報
- ③ジョブ・カード作成支援サイト（仮称）の工程管理及びコンテンツ作成や周知広報の調達支援に係る経費

## [機能イメージ]



## [調達計画]

■ : 令和4年度予算要求事項  
 □ : 調達単位

工程	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①設計開発・運用保守		サイト設計開発 サイト運用保守 マイナポータル接続機能付加	
②コンテンツ作成等		コンテンツ作成等	
③工程管理・調達支援		工程管理・調達支援	

## [国庫債務負担行為] ①及び③

令和3年度 歳出化分	令和4年度 歳出化分	令和5年度 歳出化分	国庫債務 負担行為 限度額
340,595千円	417,493千円	139,217千円	897,305千円

※「6. 作成支援」機能の例  
 ・属性や作成目的に応じた自動入力機能  
 ・ガイダンス機能（作成趣旨等の解説）